

個人番号(マイナンバー)確認書類提出のお願い

2016年1月より「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国調法)」に基づき、お客様の個人番号(マイナンバー)確認が必要になりました。2015年12月31日以前にキャッシュパスポートをご契約いただいているお客様も、個人番号(マイナンバー)の提出が必要になります。対象のお客様には、当社に登録されているメールアドレス宛に個人番号(マイナンバー)確認書類提出に関するご案内をお送りしておりますのでご確認ください。2015年12月31日以前にキャッシュパスポートをご契約いただき、個人番号(マイナンバー)確認書類提出のご案内が届いていないお客様は、お手数ですが下記カードサービスまでご連絡ください。

◇マイナンバーのご提供方法

当社にご登録いただいているメールアドレス(もしくは、メールアドレスのご登録のないお客様にはご登録いただいている住所)にマイナンバー確認書類を提出いただくご案内をお送りしております。

◇マイナンバー確認書類

1. 個人番号カード(マイナンバーカード)両面
2. 通知カードと住所等確認書類
3. 個人番号(マイナンバー)の記載のある住民票(6ヶ月以内に発行されたものに限ります。)と住所等確認書類

「住所等確認書類」とは、現住所が記載された運転免許証、パスポートおよび在留カードが該当します。

◇マイナンバーをご提供いただけない場合

2018年12月21日までに個人番号(マイナンバー)をご提供いただけない場合、海外ATM引出しご利用を停止します。後日、お客様マイナンバー(個人番号)を提供いただけましたら、ご利用再開(30営業日以内)いたします。

◇マイナンバーのご提供をお願いする理由

国調法を遵守するため、国外送金の処理に当たり、マイナンバーの確認が必要とされています。

◇情報の取扱いについて

提供されたマイナンバーは、国調法に基づく確認のみに扱われ、確認後消去されます。

◇お問合せ先

Mastercard Prepaid Management Services Japan 株式会社

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー16階

www.jpcashpassport.jp

Eメール: cardservicesjp@mastercard.com

TEL :03-5728-5290 営業時間 9:30~17:00(土日祝休)

Mastercard®は、Mastercard International Incorporated の登録商標です。

尚、通知カードのお受け取り、個人番号カードの発行については、個人番号カード総合サイトをご確認いただくか、マイナンバー総合フリーダイヤルまたはお住まいの市区町村へご確認ください。

個人番号カード総合サイト(地方公共団体情報システム機構)

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>